

# あなた と 都税

5月号

2017  
(平成29年)  
第569号

主税局イメージキャラクター  
タックス・タクちゃん

今月の特集は  
自動車税手続きのポイント



5月は自動車税の納期です

5月31日(水) までにお納めください

神代植物公園 世界バラ会連合優秀庭園賞を受賞したばら園では、約400品種・5,200株のバラが栽培されており、今年も春バラの開花時期に合わせて5月9日(火)から「春のバラフェスタ」が開催されます。

●ご利用になれる納付方法

- ①金融機関・郵便局・都税事務所・都税支所・支庁・都税総合事務センター・自動車税事務所の窓口
- ②コンビニエンスストア
- ③金融機関・郵便局のペイジー対応のATM等

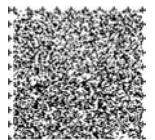
都税の納付方法

検索 🔍

都税の情報発信中!

Twitter アカウント  
@tocho\_syuzei

Facebook アカウント  
東京都主税局



教えて!

タク  
ちゃん

## 特集 ポイントは〇月〇日! 自動車税の手続きを忘れずに!

自動車税は、自動車の所有に対して課税される財産税の一種です。  
クイズに答えて自動車税の手続きに必要なポイントを学んでみましょう。

Q1

自動車税はいつの時点の所有者\*に課税されるかな?

タクちゃん



いつの時点の所有者だろう?下の3つから選んでね。

- ①1月1日    ②4月1日    ③5月1日

タクちゃん



例えば、自動車を年度中に譲渡した場合には、3月31日までに名義変更を行っておく必要があるよ。きちんと手続きをしておかないと、来年度も課税になってしまうから注意しようね。

ということで、正解は・・・②4月1日だよ。

\*所有者とは、自動車検査証(車検証)に記載されている方をいいます。割賦販売などで売主が所有権を留保している場合は、買主が所有者とみなされます。

Q2

引っ越しをしたときに必要な手続きは?

ノンちゃん



ちゃんと納税通知書が届くようにするにはどうすればいいのかしら?下の3つから選んでね。

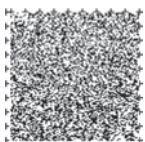
- ①住民票を移す    ②車検証の住所を変更する  
③なにもしなくてもよい

ノンちゃん



「運輸支局」などで車検証の住所を変更する手続きが必要よ。これを忘れてしまうと、納税通知書が新しい住所に届かないから気を付けてね。万が一、手続きが遅れてしまう場合は、電子申請や電話で東京都に納税通知書の送付先のみを先に変更してもらおうといいわ。

ということで、正解は・・・②車検証の住所を変更するよ。



Q3

年度の途中で東京都以外のナンバーになったときは?

タクちゃん



どこに対して納税するのかな?下の3つから選んでね。

- ①東京都に全部納税する  
②異動先の道府県に全部納税する  
③東京都と新しいナンバーの道府県であん分する

タクちゃん



年度の途中で、他の道府県のナンバーに変わった場合も、4月1日時点で登録のある東京都に1年分納税することになるよ。

ということで、正解は・・・①東京都に全部納税するだよ。

年度の途中で変更があったときの取扱いを下の表にまとめたよ。確認してみよう!

チェック



<年度の途中で車を買った場合や他道府県のナンバーに変わった場合の課税について>

異動の状況	課税の取扱い
新規登録	月割課税 年額×登録の月の翌月から年度末までの月数/12=税額
廃車	月割課税 年額×4月から消滅(抹消登録)の月までの月数/12=税額
転入・転出・所有者変更	年課税 4月1日の所有者に1年分を課税

今月のPoint!

自動車税では、4月1日という日付がポイントだね!







## 車検時の自動車税納税証明書の提示が省略できます！

運輸支局等において納税確認が可能となり、車検時に納税証明書の提示が省略できるようになっています。



▲納付確認まで最大10日程度かかります。お急ぎの方は、金融機関等の窓口で納付の上、納税通知書右端の納税証明書をご提示下さい。

▲ATMなど窓口以外で納付した方へのはがきサイズの車検用納税証明書の発行は終了しています。

車検以外の用途で納税証明書が必要な場合は、全ての都税事務所・支所・支庁で申請いただけます。

## 申請のお忘れはありませんか？ 自動車税・自動車取得税の減免

障がい者の方のために使用する自動車や、社会福祉法人等が公益のために使用する自動車などについては減免制度があります。

<障がい者の方に対する減免制度>

対象	身体障害者手帳、愛の手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳のいずれかをお持ちで、一定の要件を満たす方のための自動車
内容	自動車税及び自動車取得税（上限額あり） ※お一人につき1台に限る ※要申請
申請期限	納税通知書に記載された納期限まで ※新たに自動車を取得した場合は登録（取得）の日から1か月以内
申請場所	都税事務所・都税支所・支庁・自動車税事務所・都税総合事務センター

※申請期限を過ぎますと、減免が受けられませんのでご注意ください。

※障がい者の方で既に減免を受けている方は、改めて申請する必要はありません。

申請期間間際は窓口が大変混み合いますので、お早めの申請にご協力をお願いいたします。

### ご存知ですか？

#### ～自動車税のグリーン化制度を実施中！～

地球環境を保護する観点から、排出ガス性能や燃費性能の優れた環境負荷の小さい自動車に対して自動車税を軽減する一方、新車新規登録から一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車に対しては税率を重くする「自動車税のグリーン化」が実施されています。

環境負荷の小さい自動車は、新車新規登録された年度の翌年度分の自動車税がおおよそ50%～75%軽減されます。一定年数を経過した環境負荷の大きい自動車は、おおよそ10%～15%高くなります。

## 次世代自動車の導入促進税制 (都独自の課税免除)

平成21年4月1日から平成33年3月31日までに新車新規登録等をした電気自動車(燃料電池自動車を含む)及びプラグインハイブリッド自動車については、自動車取得税及び当該年度を含め6年度分の自動車税が課税免除されます。

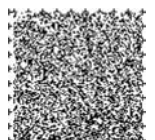
東京都では、低炭素型都市の実現に向け、税制面からも支援をしています。詳細は主税局ホームページをご覧ください。

### 自動車税に関するお問い合わせ先

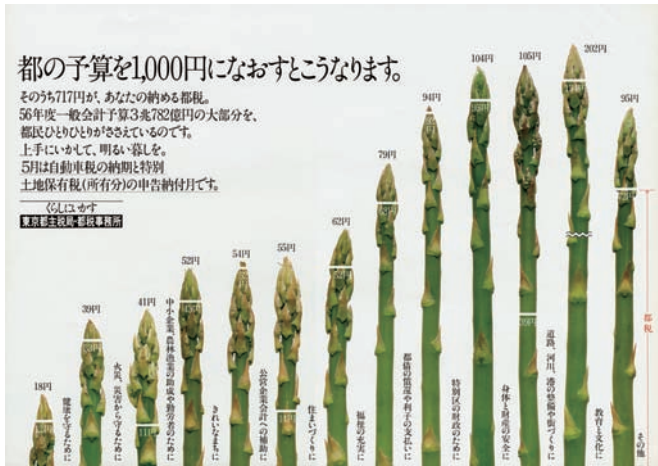
①東京都自動車税コールセンター ☎ 03-3525-4066 平日9時～17時(土・日・休日、年末年始を除く。)

※月曜日の午前中はお問合せの電話が集中し、つながりにくくなりますので、ご了承ください。

②自動車税テレホンサービス(24時間365日対応音声ガイダンス) ☎ 03-5985-7815 または 03-5950-7222



# 昭和56 (1981) 年



アスパラガスの長さで予算の使い道を紹介しています。斬新で遊び心が感じられますね。当時の一般会計予算規模は3兆1,784億円。平成29年度の一般会計予算は6兆9,540億円です。このポスターでは、都の予算を1,000円とした場合の内訳を記載していますが、今年度みなさまにお送りしている自動車税の納税通知書同封のお知らせでも、都税の使われ方を分かりやすくお伝えするため、自動車税1万円のゆくえを掲載しています。

この年の4月には、スペースシャトル・コロンビア号が初めて打ち上げられ、地球周回軌道に到達しました。また、7月には、イギリスのチャールズ皇太子とダイアナ妃の結婚式がセントポール寺院で行われ、世界中の注目を集めました。

## お知らせ

**固定資産税・都市計画税(23区内) 納税通知書は6/1(木)発送**

23区内の納税通知書は、6月1日(木)に発送します。納期限は6月30日(金)です。

☑ 土地・家屋が所在する区にある都税事務所

**平成29年度から個人住民税の特別徴収を徹底します!**

給与所得に係る個人住民税は、事業主が従業員に代わり、毎月従業員に支払う給与から個人住民税を差し引く特別徴収が原則となっています。東京都と都内区市町村はオール東京で、平成29年度から原則として全ての事業主の方に、特別徴収義務者の指定を実施します。

5月には、従業員のお住まいの区市町村から、事業主の方へ向けて、税額決定通知書が送付されます。ご理解・ご協力をお願いいたします。

☑ 主税局徴収部個人都民税対策課  
☎ 03-5388-3046

## ご案内

**便利な電子申告をご利用ください!**

以下の都税は、eLTAX(地方税ポータルシステム)から電子申告や電子納税をご利用いただけます。

- ・法人事業税・地方法人特別税・法人都民税
  - ・23区内の事業所税
  - ・23区内の固定資産税(償却資産)\*  
※電子申告のみ利用可能
- オフィスやご自宅から手続きができて、とても便利です!

📄 <http://www.eltax.jp/>  
☑ **利用手続** eLTAXヘルプデスク  
☎ 0570-081459 または  
☎ 03-5500-7010

**申告内容・納税** 所管の都税事務所

## 減免制度

**固定資産税・都市計画税の耐震住宅減免(23区内)**

昭和57年1月1日以前から23区内に所在する家屋のうち、耐震化のための建替え又は改修を行った住

宅で、一定の要件を満たすものに対して固定資産税・都市計画税を減免する制度があります。

なお、減免を受けるには申請が必要です。ご注意ください。

- **建替え**  
新築後新たに課税される年度から3年度分、居住部分についての税額を全額減免。ただし、減免の対象となる戸数は、建替え前の家屋により異なります。

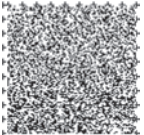
- **改修**  
改修工事完了日の翌年度分から一定期間、居住部分で一戸あたり120㎡の床面積相当分までの税額を全額減免。

☑ 住宅が所在する区にある都税事務所

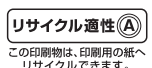
.....

## 編集後記

本号より紙面のプッチリリニューアルを行っています。特集記事のクイズは何問正解できましたか?表紙では、都立施設を紹介しています。都税が身近なところでも使われていることをお伝えしたいと思います。また、各ページの下部にある「音声コード」は、専用の読上げ装置やスマートフォンアプリで読み取って、記載内容を音声でお聞きいただけます。(N)



都政はみなさまからの貴重な都税に支えられています。「都民ファーストでつくる『新しい東京』~2020年に向けた実行プラン~」(東京都公式HP <http://www.metro.tokyo.jp/>からご覧いただけます。)では、都の主要政策を紹介しています。



東京都主税局総務部総務課  
〒163-8001 東京都新宿区西新宿2-8-1  
電話 03-5388-2924  
印刷番号(28) 62 平成29年5月1日発行